

仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

(平成 28 年 2 月 1 日子供未来局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市児童クラブ事業実施要綱（令和 7 年 3 月 27 日こども若者局長決裁。以下「実施要綱」という。）第 11 条の規定に基づき、仙台市児童クラブ事業運営要領（平成 24 年 4 月 1 日子供未来局長決裁。以下「運営要領」という。）第 9 条第 10 項に規定する、身体、知的若しくは精神に障害を有する又は発達障害を有する若しくは医療的ケアを要するなど支援を要する児童の児童クラブへの登録にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領の用語の意義及び字句の意味は、仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年仙台市条例第 44 号）及び実施要綱の用語の意義及び字句の意味によるものとする。

2 この要領において、要支援児とは、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- (4) 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する、若しくは在籍する予定の児童
- (5) 医師、児童相談所、発達相談支援センター等公的機関の意見等により、第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる児童と同等の障害を有していると認められた児童
- (6) 第 5 条の規定に基づく支援検討会議において特別な支援が必要と認められた児童
- (7) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する医療的ケア児（以下「医療的ケア児」という。）

(対象児童)

第 3 条 児童クラブを利用できる要支援児（医療的ケア児を除く。）は、次の各号のいずれにも該当し、児童クラブにおける集団生活を送ることができる児童とする。

- (1) 実施要綱第 4 条の 2 に規定する要件を満たす児童
- (2) 原則、自力で登下館できる児童
- (3) 食事や排泄など身辺自立ができている児童
- (4) 意思疎通を図ることができる児童

(5) 危険な行動の予防又は制御が可能である児童

- 2 児童クラブを利用できる医療的ケア児は、次の各号のいずれかに該当し、主治医により、児童クラブで実施可能な医療的ケアを確実に行うことで、安全に児童クラブにおける集団生活を送ることができるかと判断された児童とする。

(1) 前項各号のいずれにも該当する児童

(2) 食事や排泄に係る医療的ケアが必要であり、前項各号（第3号を除く。）のいずれにも該当する児童

(登録手続き等)

第4条 要支援児の保護者は、運営要領に定める書類と併せて、第2条第2項第1号から第4号まで又は第7号のいずれかに該当することを証する書類その他市長が必要と認める書類を、登録を希望する児童クラブが設置されている児童館等の指定管理者等に提出しなければならない。

- 2 前項の書類の提出を受けた指定管理者等は、当該児童の行動特性等を把握した上で、「個別対応調書」（様式第1号）を作成しなければならない。
- 3 指定管理者等が必要と認める場合は、当該児童の状況を把握するため、保護者の作成する「児童クラブ利用に関する同意書」（運営要領様式第1号附表4）により、小学校、保育所、幼稚園等の関係機関と情報交換、情報共有等を行うものとする。
- 4 児童クラブ事業推進課長が必要と認める場合は、医療的ケア児が安全に児童クラブにおける集団生活を送ることができるよう、発達相談支援センターの医師に助言を求めることができる。
- 5 指定管理者等が必要と認める場合は、当該児童の集団生活における状況を把握するため、「児童クラブ体験受入れの実施について」（様式第2号）により、当該児童の保護者に通知し、児童クラブの登録の可否を決定する前に体験受入れを実施することができる。

(支援検討会議)

第5条 児童クラブの登録の可否及び登録した児童に対する適切な育成支援を検討するため、第6項に規定する依頼により、支援検討会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

- 2 会議の審査対象とする児童は、原則として、予め定められた児童クラブの募集期間内に登録申込みがあった児童のうち、別表第1に掲げる支援の必要度がA又はBに該当するもの又は医療的ケア児であり、指定管理者等が審査対象として依頼したもの（以下「審査対象児童」という。）とする。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審査する。
- (1) 第3条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当しないと認められる児童に係る児童クラブ利用に関する取扱い（登録の可否、経過観察の必要性、継続利用の可否

等)

- (2) 審査対象児童の別表第1に掲げる支援の必要度
- (3) 前号に係る審査において、別表第1に掲げる支援の必要度がAと判断された児童であって、児童クラブでの育成支援において特に留意する必要があると認められるものに係る助言及び指導
- (4) 主治医の意見等を踏まえ、医療的ケア児の児童クラブでの生活支援や育成支援において、職員配置や設備面等の観点から、特に配慮を要する事項に係る助言及び指導
- (5) 第1号から前号に掲げるものの他、児童クラブ事業推進課長が必要と認める事項

4 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、児童クラブ事業推進課長が指定する者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 健康福祉局障害福祉部北部発達相談支援センター職員
- (3) 健康福祉局障害福祉部南部発達相談支援センター職員
- (4) 指定管理者等が指定する職員
- (5) その他児童クラブ事業推進課長が必要と認める者

5 児童クラブ事業推進課長は第3項の審査にあたり、次に掲げる書類の提出を指定管理者等に求めるものとする。

- (1) 個別対応調書(様式第1号)
- (2) 運営要領第8条に規定する児童クラブ登録申込書(運営要領様式第1号)
- (3) 児童館への連絡票(運営要領様式第1号附表5)
- (4) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証する書類
- (5) その他、児童クラブ事業推進課長が必要と認める書類

6 児童クラブ事業推進課長は、必要に応じて、会議に対し審査を依頼することができる。

7 会議の庶務は、こども若者局こども若者支援部児童クラブ事業推進課において処理する。

(審査結果の報告等)

第6条 児童クラブ事業推進課長は、前条第3項第2号に規定する事項に係る審査の結果を指定管理者等に報告するものとする。

2 指定管理者等は、前条第3項第3号及び第4号に規定する事項に係る審査の結果を踏まえ、当該要支援児に対する育成支援等を行うよう努めなければならない。

(登録の決定等)

第7条 市長は、第5条第3項第1号に規定する事項に係る審査の結果、第3条第1項第2号から第5号のいずれかに該当しないと認められる児童であって、児童クラブの利用が適当でないと判断されたものについて、実施要綱第5条第1項及び運営要領第9条第4

項の規定に基づき、児童クラブに登録しないことを決定することができる。

- 2 市長は、前項の審査の結果、当該児童について、一定期間にわたり経過を観察することが適当と判断された場合は、実施要綱第5条第3項の規定にかかわらず、6月を超えない範囲内で登録を決定することができる。
- 3 前項の登録期間は、第5条第4項に規定するいずれかの委員による当該児童に対する観察の結果又は第5条第3項第1号に規定する事項に係る再審査の結果により、当該登録期間が属する年度の末日までの範囲内で延長することができる。
- 4 第2項又は前項の規定により、当該登録期間が満了するにあたり、当該児童に対する一定期間にわたる観察の結果、児童クラブの利用が適当でないと認められる場合は、会議において当該児童に係る児童クラブ利用に関する取扱いについて再審査することとし、市長は、当該再審査の結果を踏まえ、登録の可否を決定するものとする。

#### (年度途中等の審査)

- 第8条 指定管理者等は、年度途中において登録の申込みがあった児童など、審査対象児童とならなかった児童のうち、別表第1に掲げる支援の必要度がA又はBに該当するものとして指定管理者等が審査対象とした児童又は医療的ケア児について、第5条第3項に規定する事項に係る審査を児童クラブ事業推進課長に依頼することができる。
- 2 前項の依頼を受けた児童クラブ事業推進課長は、第5条第4項に規定するいずれかの委員に当該事項に係る審査を依頼し、第5条第3項に規定する項目について審査を行うものとする。
  - 3 指定管理者等は、児童クラブの登録が決定された後において、その後の発達の状況等により、児童クラブでの受入れが困難と思われる児童がいる場合、児童クラブ事業推進課長に第5条第3項第1号に規定する事項に係る審査を依頼することができる。
  - 4 前項の依頼を受けた児童クラブ事業推進課長は、第5条第4項に規定するいずれかの委員に対し当該事項に係る審査を依頼することができる。

#### (職員配置)

- 第9条 児童クラブ事業推進課長は、第5条第3項及び前条第2項に掲げる審査の結果を踏まえ、別表第2に掲げる職員配置基準を基本として、要支援児を受入れる児童館等において職員の追加配置を行うものとする。
- 2 児童クラブ事業推進課長は、医療的ケア児を受入れる児童館等において、主治医の意見及び会議の審査結果等を踏まえ、必要な人数の看護師等の配置又は手配を行うものとする。

#### (その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、要支援児の児童クラブへの登録に関し必要な事

項は、児童クラブ事業推進課長が別に定める。

#### 附則

(実施期日)

この要領は、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

附則（平成 29 年 1 月 11 日改正）

この改正は、平成 29 年 1 月 11 日から実施する。

附則（平成 29 年 5 月 8 日改正）

この改正は、平成 29 年 5 月 8 日から実施する。

附則（平成 29 年 10 月 12 日改正）

第 4 条第 5 項、第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 条第 1 項及び第 3 項に係る改正は、平成 29 年 10 月 12 日から、第 3 条に係る改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成30年11月14日改正）

この改正は、平成30年11月14日から実施する。

附則（平成 31 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 31 年 3 月 20 日から実施する。

附則（令和元年 10 月 9 日改正）

この改正は、令和元年 10 月 9 日から実施する。

附則（令和 3 年 11 月 18 日改正）

この改正は、令和 3 年 11 月 18 日から実施する。

附則（令和 4 年 2 月 28 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 4 年 10 月 28 日改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 5 年 3 月 15 日改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 2 月 1 日改正）

この改正は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。

附則（令和 7 年 3 月 27 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 7 年 10 月 1 日改正）

この改正は、令和 7 年 10 月 6 日から実施する。

別表第1（第5条及び第8条関係）

支援の必要度

| 支援の<br>必要度 | 内容                                                    |
|------------|-------------------------------------------------------|
| A          | 常時目を離すことができない（職員の対応が1日に複数回必要となる）                      |
| B          | 常時とまではいかないが、相当高い割合で個別の配慮が必要<br>（職員の対応が児童の登館のたびに必要となる） |
| C          | 遊びや生活が変わるときなど、状況の変化等に応じて個別の配慮が必要                      |
| D          | A～Cには該当しないが、通常に比べ職員の支援の必要度が高い                         |

別表第2（第9条関係）

職員配置基準

| 支援の必要度が<br>A又はBの児童数 | 職員の配置            |
|---------------------|------------------|
| 3名以上                | 常勤職員1名加配         |
| 7名以上                | 常勤職員1名、非常勤職員1名加配 |
| 11名以上               | 常勤職員1名、非常勤職員2名加配 |
| 15名以上               | 常勤職員1名、非常勤職員3名加配 |
| 19名以上               | 常勤職員1名、非常勤職員4名加配 |
| 23名以上               | 常勤職員1名、非常勤職員5名加配 |

（備考）5単位以上の大規模児童クラブにおける第二児童クラブ室においては、常勤職員の加配に代えて非常勤職員を配置するものとする。